

別記4 農業支援サービス事業支援タイプ(案)

第1 目的

農業従事者の高齢化、農村人口の減少等により農業現場の人手不足が見込まれる中、将来的に農業生産を維持・拡大していくためには、ドローン防除作業の受託やスマート農機のシェアリングなど農業者を支援するサービスを提供する「農業支援サービス事業」の育成・普及が必要である。

このため、以下に定める農業支援サービス事業に係る取組に対して支援する。

第2 取組の内容等

1 交付対象とする取組の内容

農業支援サービス事業支援タイプ（以下「本対策」という。）での取組の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 農業者の行う農作業を代行する取組（受委託契約の下で農作業を代行するものに限る。）
- (2) 農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組
- (3) 作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組
- (4) 農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組
- (5) (1) から (4) の取組のうち、いずれか2種類以上を組み合わせたサービスを提供する取組

2 交付対象経費

本対策の交付対象経費は1の取組に必要な農業用機械等の取得又はリース導入に係る費用とし、本対策の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

3 成果目標

事業実施主体は、本事業の成果目標について、事業実施年度の翌々年度における事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数、農地面積又は売上に係る目標を、事業実施計画に定めなければならない。

4 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

5 事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする事業者又はコンソーシアムが農業支援サービス事業に取り組む内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

- (1) 目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。
- (2) 事業により期待される効果に関すること。
- (3) 事業実施の成果目標に関すること。

6 採択基準

- (1) 農産局長が設置する外部有識者等で構成される選定審査委員会において、応募者から提出された申請書を審査・採点し、予算の範囲内で、ポイントの高い者から順に採択するものとする。なお、同ポイントの申請書類が複数あった場合は、事業費が少ない者を優先的に採択するものとする。
- (2) 農産局長又は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方

農政局長をいう。以下同じ。)は、選定審査委員会による指摘等があった場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。

なお、この場合にあっては、ポイントの変更は行わないものとする。

7 交付対象基準

単年度の交付限度額は、1,500万円以内とし、交付対象基準は以下のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
- (2) 交付の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- (3) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の期間内における本対策の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (4) 本体価格（複数の物品をまとめて使用する場合にあっては一式の価格）が50万円以上（税抜き）の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- (5) 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

- (6) 農業用機械等を導入する場合、以下の要件を満たすものとする。

ア 交付対象は、農業支援サービス事業の取組に必要な農業用機械等に限るものとする。

イ 農業用機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

ウ 農業用機械等の導入を行った場合は、本要綱第24に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- (7) 農業用機械等をリース導入する場合、以下の要件を満たすものとする。

ア 申請方式については、事業実施主体とリース事業者との共同申請を原則とする。この場合の交付金は、事業実施主体が共同申請者としたリース事業者へ支払うこととする。

イ 農業用機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

ウ リースによる導入に対する交付金（以下「リース料交付額」という。）については、次の算式によるものとする。

$\text{「リース料交付額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \text{交付率（1／2以内）}$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を

設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料交付額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \left(\frac{\text{「リース期間」}}{\text{「法定耐用年数」}} \right) \times \text{交付率（1／2 以内）}$$

$$\text{「リース料交付額」} = \left(\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」} \right) \times \text{交付率（1／2 以内）}$$

エ 農業用機械等のリース導入に対する交付金の交付を行う地方農政局長等は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画の審査においては、財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。

（８）次に掲げる経費は、交付対象としない。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

ウ 本体価格が 50 万円未満（税抜き）の農業用機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に係る経費

（９）農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下、「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本取組を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface（複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。以下、「API」という。）を自社の web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備しているものを選定すること。

第３ 事業実施等の手続

１ 事業計画書の作成及び提出

（１）事業実施主体は、別紙様式 1 号の 3 に定める事業計画書を作成するものとし、別添 2 号に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、別紙様式 2 号の 4 により地方農政局長等に提出するものとする。

（２）地方農政局長等は、（１）により提出された事業計画書及びその他関係書類（以下「事業計画書等」という。）について、本要綱及び農産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）に照らして内容が適正であるか確認を行うものとする。ただし、公募要領により選出された交付予定者については、選定された応募者に通知することにより、事業計画書等が確認されたものとみなすことができるものとする。

（３）事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業計画書等を提出するものとする。

なお、事業計画書等の提出を受けた地方農政局長等は、確認を行うに当たり、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業計画書等の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

ただし、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業計画書等と合わせて別紙様式 3 号

の3に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- (4) 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更にあつては、重要な変更として、(1)及び(2)並びに交付等要綱第13第1項及び第2項の規定による計画変更に準じた手続を行うものとする。

- (5) 事業の着手は、原則として、交付決定後に行うものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実になったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとし、着手に当たって事業実施主体は、様式第2号の5に定める交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

2 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の6月末までに、別紙様式4号の3及び別紙様式5号の2により当該年度における事業実施報告を地方農政局長等に報告するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1)による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して別紙様式6号の4の改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。

- (3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1)及び(2)に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

3 取組の評価

- (1) 事業実施主体は、事業計画書に定めた目標年度の翌年度において、事業計画書に定めた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第4号の3及び別紙様式第5号の3により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にあつては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1)による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業計画書に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式6号の4の改善計画を提出させる等、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であつて、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、第3の1(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (4) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第4 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、農業支援サービス事業を新たに始める事業者又は新たな農業支援サービ

ス事業の展開を行う既存の事業者であって、本要綱別表 1 のⅣの事業実施主体欄の（１）から（11）までに定める者とする。

2 本要綱別表 1 のⅣの事業実施主体の欄の（８）の別記 4 に定める「民間事業者」は、農業支援サービス事業を新たに始める者又は新たな農業支援サービス事業の展開を行う既存事業者であるものとする。

3 本要綱別表 1 のⅣの事業実施主体の欄の（11）の別記 4 に定める「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１）都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等により構成されていること。

（２）施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

（３）代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

（４）コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（５）各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第 5 その他

1 国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

2 本対策に係る交付金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないことが交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該交付金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

3 事業実施主体は、国の求めに応じ、農業支援サービス事業の発展に資するデータの提供等への協力及び事業効果の検証に協力するものとする。